

○「検体測定室に関するガイドライン」新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第1 検体測定室の届出等 (略) 1 (略) 2 検体測定室の届出 (1) 検体測定室(期間を定めて運営を行うものを除く。)の届出の手続検体測定室を開設しようとする者は、開設の7日前までに別添の様式1に必要な事項(実施期間を除く)を記載の上、医政局<u>地域医療計画課</u>医療関連サービス室長に届け出るものとする。 (2) 期間を定めて運営を行う検体測定室の届出の手続 検体測定室を開設しようとする者は、開設の7日前までに別添の様式1に必要な事項を記載の上、医政局<u>地域医療計画課</u>医療関連サービス室長に届け出るものとする。 (3) (略) (4) 届出の変更等 届出に変更がある場合は、別添の様式2を変更が生じた日から30日以内に医政局<u>地域医療計画課</u>医療関連サービス室長に届け出るものとする。 (5) 検体測定室の休廃止等 検体測定室を廃止し又は休止した場合は、廃止等した日から30日以内に、また、休止した検体測定室を再開した場合は、再開した日から7日以内に別添の様式3を医	第1 検体測定室の届出等 (略) 1 (略) 2 検体測定室の届出 (1) 検体測定室(期間を定めて運営を行うものを除く。)の届出の手続検体測定室を開設しようとする者は、開設の7日前までに別添の様式1に必要な事項(実施期間を除く)を記載の上、医政局<u>指導課</u>医療関連サービス室長に届け出るものとする。 (2) 期間を定めて運営を行う検体測定室の届出の手続 検体測定室を開設しようとする者は、開設の7日前までに別添の様式1に必要な事項を記載の上、医政局<u>指導課</u>医療関連サービス室長に届け出るものとする。 (3) (略) (4) 届出の変更等 届出に変更がある場合は、別添の様式2を変更が生じた日から30日以内に医政局<u>指導課</u>医療関連サービス室長に届け出るものとする。 (5) 検体測定室の休廃止等 検体測定室を廃止し又は休止した場合は、廃止等した日から30日以内に、また、休止した検体測定室を再開した場合は、再開した日から7日以内に別添の様式3を医

政局<u>地域医療計画課</u>医療関連サービス室長に届け出るものとする。 第2 検体測定室の指針について 1～2 2 (略) 2 3 台帳 次に掲げる台帳を作成することとし、<u>穿刺器具全体がディスプレイタイプ(単回使用のもの)の場合は、5年間(それ以外の場合は、20年間)適切に保管管理するものとする。</u> ア～エ (略) 2 4 その他 ア～ク (略) ケ 厚生労働省医政局<u>地域医療計画課</u>は、このガイドラインの運用に関して助言を行うものとする。 コ 検体測定室の開設者は、厚生労働省医政局<u>地域医療計画課</u>が行う調査に協力するものとする。	政局<u>指導課</u>医療関連サービス室長に届け出るものとする。 第2 検体測定室の指針について 1～2 2 (略) 2 3 台帳 次に掲げる台帳を作成することとし、<u>20年間適切に保管管理するものとする。</u> ア～エ (略) 2 4 その他 ア～ク (略) ケ 厚生労働省医政局<u>指導課</u>は、このガイドラインの運用に関して助言を行うものとする。 コ 検体測定室の開設者は、厚生労働省医政局<u>指導課</u>が行う調査に協力するものとする。
---	---